

## 平成23年江田島市教育委員会第9回定例会会議録

平成23年8月22日（月）、平成23年第9回教育委員会議定例会を大柿分庁舎301会議室において開催しました。

### 1 開会及び閉会に関する事項

開会 午前 9時30分  
閉会 午後 10時45分

### 2 出席委員

委員長	大石君枝
委員長職務代理者	木葉登喜夫
委員	平上博文
委員	坪木一恵
教育長	万治功

### 3 出席説明員

教育次長	木戸佐夜子
学校教育課長	御堂岡健
生涯学習課長	宇根英治
図書館長	横手乃文

### 4 事務局

学校教育課  
課長補佐兼総務係長 田原留美子

### 5 傍聴人

なし

### 6 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第14号 江田島市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則案について
- (4) 議案第15号 江田島市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案について
- (5) 議案第16号 平成24年度使用中学校用教科用図書の採択について
- (6) 議案第17号 江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について

その他

## 7 議事の概要

○ 大石委員長

ただ今から教育委員会議の定例会を開催します。  
本日は、出席委員は5名ですので、定足数に達しています。  
最初に教育長報告をお願いします。

○ 万治教育長

それでは、教育長報告をさせていただきます。(省略)

○ 大石委員長

以上で教育長報告を終わります。  
本日の議事録署名者は、木葉委員をお願いします。  
それでは、議案第14号 江田島市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則案について事務局から説明します。

○ 万治教育長

江田島市体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則案についてです。  
提案理由としましては、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)が公布されたことに伴い、現行規則の一部を改正する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則(平成16年江田島市教育委員会規則第4号)第2条第2号の規定により、委員会の議決を求めるものです。  
詳しくは次長が説明します。

○ 木戸次長

第177回国会において、スポーツ基本法が制定され従来のスポーツ振興法が全部改正されたことによる改正です。  
5ページをお願いします。改正する規則の新旧対象法を載せています。下線部分が改正案です。主な改正点は、「体育指導員」が「スポーツ推進員」となります。  
附則としまして、この規則は、平成23年8月24日から施行するものです。以上で説明を終わりにします。ご審議ください。

○ 大石委員長

ただいまの説明に対してご意見はありませんか。(意見なし)  
それでは、採決します。意義ありませんか。(意義なし。全員)

○ 大石委員長

それでは、議案第15号 江田島市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案について事務局から説明します。

○ 万治教育長

江田島市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案についてです。

提案理由につきましては、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）が公布されたことに伴い、現行規則の一部を改正する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条の規定により、委員会の議決を求めるものです。

詳しくは、次長が説明します。

○ 木戸次長

さきほどの議案14号と同様に第177回国会においてスポーツ基本法が成立され、スポーツ振興法が全部改正されたことによる改正です。

8ページをお願いします。

改正する規則の新旧対照表を載せています。改正点は、前号と同様です。

下線部分が改正案です。附則としましてこの規則は、平成23年8月24日から施行するものです。

以上で説明を終わりにします。ご審議ください。

○ 平上委員

江田島市の場合、江田島市スポーツ振興計画の一部を変更するが計画全体を見直す必要がありますか。

今後の取り組みの説明をお願いします。

○ 宇根課長

この件につきまして、平成22年3月に江田島市スポーツ振興計画を策定し、それにそって推進しているところです。特に内容変更の必要はないと考えます。

○ 平上委員

分かりました。江田島市スポーツ振興計画にそって推進してください。

○ 万治教育長

補足として、国はスポーツ振興法に基づきスポーツ振興計画を策定されており、県もそれに基づき、策定しており、市町もその計画を参酌して、策定することとなっていますが、本市では、策定されてなく、平成21年度に「江田島市スポーツ振興計

画」を策定しました。これに基づき本市においても、スポーツ推進してまいります。

○ 大石委員長

それでは、採決します。意義ありませんか。(意義なし。全員)

○ 大石委員長

それでは、議案第16号 平成24年度使用中学校用教科書図書採択についてですが、非公開としたほうが望ましいと考えますがどうでしょうか。(意義なし、全員)

○ 大石委員長

それでは、次の議案第17号 江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について事務局から説明します。

○ 万治教育長

江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案についてです。

提案理由としましては、平成24年4月1日から江田島小学校と飛渡小学校を統合して江田島小学校とし、飛渡瀬小学校を廃校することに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則(平成16年教育委員会規則4号)第2条第3号の規定により、委員会の意見を求めるものです。詳しくは、次長が説明します。

○ 木戸次長

ただいま、議題となっている議案17号について内容について説明します。

29ページをお願いします。

改正する条例の新旧対象表を載せています。下線部分が、改正案です。附則として、この条例は、平成24年4月1日から施行します。

市議会に改正案を提出したいと考えています。

ご審議ください。

○ 大石委員長

ただいまの説明に対してご意見はありませんか。

○ 木葉委員

保護者や地元とは合意が得られたということでしょうか。

○ 御堂岡課長

はい，そういうことです。

○ 大石委員長

他にありませんか。市議会へ原案を提出することによろしいですか。(全員意義なし)

本日の議案については，以上です。

平成23年江田島市教育委員会第9回定例会を閉会します。

次の教育委員会議は9月20日(火)に開催します。

江田島教育委員会会議規則の規定により，ここに署名する。

江田島市教育委員長

署 名 委 員